

第9回田子町県境不法投棄原状回復調査協議会議事要旨

- 開催日時 平成17年3月16日(水) 15:00～18:00
- 開催場所 タブコピアンプラザ大会議室
- 出席者 田子町県境不法投棄原状回復調査協議会委員：
三浦隆利委員長・野田英彦副委員長・畠山嘉昭委員・梶本重幸委員・中村忠充委員・日沢一雄委員・山本晴美委員・坂下文明委員・北村岩勇委員・坂本廣委員・月館勝男委員・坂上實委員・宮村純吉委員・田沼誠一委員・山本泰造委員・山本わか委員・畠山勉委員・澤口博二委員・伊藤公委員・久慈正良委員・上平喜四郎委員 21名
田子町：築田助役・相木収入役・中澤民生課長・中村学務課長補佐・加藤水道課主査・山本民生課長補佐・高岸総括主査 7名
傍聴者：山田総括副参事（青森県県境再生対策室現地事務所）他 2名
マスコミ関係者：4名
計： 34名

■ 次 第

- 1 協議会開会
- 2 町長挨拶
- 3 案件
 - 案件1 各具体的項目を調査・検討するためのワーキンググループの設置について
 - 資料1 田子町県境不法投棄原状回復調査協議会におけるワーキンググループの組織と活動
 - 資料2 田子町県境不法投棄原状回復調査協議会設置要領(案)
 - 資料3 田子町県境不法投棄原状回復調査協議会の役割・位置づけについて
 - 案件2 今後の調査・検討事項などについて
 - (1) 本調査協議会委員の平成17年度委嘱について
 - (2) ワーキンググループの所属グループの希望聴取について
 - (3) 現地中間処理施設の検討の必要性について
 - 案件3 その他
 - (1) 岩手県の青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会における住民代表の推薦について
 - (2) その他
- 4 閉 会

■ 会議議事録

【中澤民生課長】

それでは只今より第9回田子町県境不法投棄原状回復調査協議会を開催致します。開会にあたりまして助役から挨拶をお願い致します。

【築田助役】

どうも皆さん本日は年度末を控え何かとご多忙中のところ、参集を賜りまして誠にありがとうございます。町長がこの7日から2週間の予定で急遽入院ということになりましたので、町長に代わりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日の協議会には、前回の協議会で委員から提案と同意のあった、協議会において様々な具体的項目を調査・検討するためのワーキンググループの設置について、町長から要請された調査・検討・協議をしていただく3つのワーキンググループを組織し、その結果を町長に提言していただきながら、町長はこれらを受けて町の方針を決定していくものとして、案件で第1として説明を申し上げる予定であります。

また平成16年度の年末を控えまして、本調査協議会の委嘱した任期が3月末で満了となることから、平成17年度以降の委員の委嘱や案件第1で設置するワーキンググループの各委員の所属志望などについて、案件の第2で町の考え方を説明する予定であります。

なお前回の協議会で一委員から説明を求められております現地中間処理施設の検討の必要性については、参考資料の「県境不法投棄事案に関する田子町の将来ビジョン」の中において町の考え方をとりまとめ、事前にお示ししているところでありますが、改めて案件2で説明を申し上げます。

その他「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会における住民代表委員の推薦について」もご意見を賜りたいと考えております。

いずれこの協議会は現場の原状回復・環境再生などが町の将来のためになるよう必要な具体的な協議をして、町に提起・提案をしていただければと考えており、協議会における議論の進め方については様々なご意見があるとは考えておりますが、大所高所からの協議・運営をお願い申し上げ開会の挨拶と致します。よろしくお願いを申し上げます。

【中澤民生課長】

どうもありがとうございました。案件に入る前に皆さんのお手元に配付している資料をもう一度確認させていただきたいと思います。

(資料確認)

それでは、案件の進行につきましては委員長のほうからお願い申し上げたいと思います。よろしくお願い致します。

【三浦委員長】

案件1は「各具体的項目を調査・検討するためのワーキンググループの設置について」ということで、資料1をご覧ください。これに関して町のほうから説明をお願いします。

【中澤民生課長】

(案件1「各具体的項目を調査・検討するためのワーキンググループの設置について」について資料1, 2, 3に基づいて説明)

【三浦委員長】

最初に資料1の1. 組織というところで、この組織ということに関しまして不足のある点或いは不要だっている、或いはご意見などありましたらどうぞ。

【澤口博二委員】

今の説明聞いてましたけども、協議会とワーキンググループとの関わりですね。あくまでもワーキンググループが独立して委員長、町長に提言して、その結果が町の方針になるというふうに私は今理解したんですけども、これで間違いはないですか。

【三浦委員長】

協議会を通さないとワーキンググループから直接、例えば委員長それから町長にということは私はないと思うんですけど。そのへんはちょっと、文章のあやだと思います。

【中澤民生課長】

段階として委員長に報告という意味は、委員会を開いてここで報告するというのが、まず基本と申しますか、そう考えています。

【澤口博二委員】

一応念のためにね、ちょっとそこが気になったもので。それとあとワーキンググループの考え方からいえば、資料の2の協議会の会議の招集ですね、これが町長だけなのはどうかと思って。我々委員のほうからも開催要求みたいなものはできないんですか。

【三浦委員長】

資料2の第5条のところに、「協議会の会議は、必要に応じて町長が招集する」ということになっ

ていますが、ワーキンググループのグループ長らが必要だと求めた時には協議会を開催できるといようにしたらどうかと、そういう意見だと思えます。

【中澤民生課長】

第5条の1項の部分はもともと、ワーキンググループを作る作らないに関わらず、今までもそういう規程になっておりました。町長が招集するというにしておりますけども、これは当然委員の中からそういうお話しがあれば。ただし一人二人がいきなりやってくれと言ってもいつでもできるかという、これはちょっと事務的にも果たして可能かというところもあります。これはある程度常識的な範囲において必要に応じてやるというのは、町が必要に応じて招集するというのは、規程ではこうしていただいて、実態上は委員の皆様方が必要だと思った時に開催するのは当然のことかなと考えます。

【澤口博二委員】

当然なんですよ。やっぱり明文化してもらわないと信用できないものでね。

【中澤民生課長】

このような協議会を委員一人の要求で開くということは、明文化するのはどうかと。

【澤口博二委員】

そのへんは文章捻ればいだけの話でしょ。そこまでは要求しません。

【中澤民生課長】

招集者はあくまでも町長ですから、そこは読んでいただければと思います。

【三浦委員長】

今の澤口さんの意見はですね、グループリーダーが招集が必要と認めた時には町長に開催を求めることができるのか、そういったような文章でどうですかということなのですが。

【中澤民生課長】

それは可能だと思います。5条の1項は招集者が誰かという話ですので、どういう時に招集と言いますか、グループリーダーの求めに応じて。

【三浦委員長】

グループリーダーは町長に対して開会を求めることができる、というその程度です。

【中澤民生課長】

それはどこかに入りたいと思います。

【築田助役】

どういう趣旨で、協議会を招集するかという目的は何でしょうか。

【三浦委員長】

おそらく調査ワーキンググループとか再生ワーキンググループで、重大な事実が発覚して、我々がこういうふうに行動したいということで、この協議会において町長に諮問というか、検討結果を話したいという、そういう意味合いだと思います。ですからそういう面倒くさいものではなく、求めることができるという程度の文章をどこかに入れていただければ入れさせてもらいたいというふうな。

【築田助役】

6項の「町長又はグループリーダーが必要に応じて招集する」という、これだけでは駄目ですか。

【三浦委員長】

それはワーキンググループなのですよ。協議会のほうに反映されてないんで、それで澤口さんがおっしゃったんだと思います。

【中澤民生課長】

そうするとこれは、例えばですが8番目にですね、第1項から第7項までありますが、第8項に、「ワーキンググループのリーダーは、必要に応じ、町長に本協議会の開催を求めることができるものとする」という一項を追加すれば、そういうものには対応できるのかなと考えますが。

【三浦委員長】

これでよろしいですか。

【澤口博二委員】

私もその程度のつもりで言ったんですけども、どうも堅く捉えているみたいで。

【三浦委員長】

他にございますか。はい、どうぞ。

【畠山勉委員】

今のことなんだけど、これは協議会の中のワーキンググループなんですか。そうであれば会長が要請してそれで会議を開くのはこれは当然だと思います。それは判断で町長に要請しようと。直接の町長のあれでなく、協議会の中のグループなのであればこれは当然この協議会の会長が要望してきたことはやらなければならないと思うんですが、それはどうなんですか。

【三浦委員長】

一応今までこういうものはそういうふうに堅く考えないで、いわゆるこの協議会でこういう問題があるというものに引き続いて次の協議会を開催してきたと私はそう思っております。ですからどちらかというところ協議会を引き続いて開催してきていると思っておりますので、文章的にはちょっと回りくどい書き方をしてるかもしれませんが、実質的には整然とした開催の仕方をしてるんじゃないかなと理解しています。ですからあまり文章にこだわらないでというのが、先程の話なんかで多少広がっているという意味合いが持たれればそれでよろしいんじゃないかと思うんですけどね。

組織の話から別なほうの話に発展してしまいそうですけども、1. 組織の中の調査ワーキンググループ、再生ワーキンググループ、行動ワーキンググループに対して、何か不足しているようなところありますか。或いは何か感じるようなところありましたらお願いします。

【樫本重幸委員】

お聞きします。委員構成のところ「複数のワーキンググループに属することもできる」とありますが、3つなら3つ全部に入ることができるということなんですか。

【三浦委員長】

原則的には、いわゆる仕事とかいろいろ忙しくて入れないという方もあるかと思っておりますので、隣近所の人達に自分の意見を伝えておいて、その人に悪いけど出てくれるということも、こういう主張をしてほしいとかこういうことをやろうとか、いろんな提案できるような体制にしたいというのが本意でありまして、3つのワーキンググループに入るということも可能だということをごここでは言っております。

【樫本重幸委員】

わかりました。可能だということであれば、今までと何ら変わりはないという感じがしますけども。今まで29人、これからは何人になるか分からないけども、ただこの方法だけで考えていいものかど

うか。もっと他にやる方法があるのではないかと。何故かといいますと、漠然とした、初めから現在まで全部出してやってたわけ。そうすると、初めて来た人はまた元のことを話す。これで話し合いが堂々巡りしてたわけです。私の考えをしゃべりますけども、私は次の会合のことを今回、次に何をやりますということ、29名の方々が全部考えを出せるような体制をとったらかどうかなと。あえて小さくすることないんじゃないかなと。前後左右考えてしゃべるもんだから、こういう会合があってもなかなかしゃべれないと。それを全部しゃべらせるためにはどうすればいいかなということになれば、次の会合の時にはこれをやりますよということを出しておいて、委員の方々は事前にそれについて意見を書いて出すと。それを委員長、副委員長が全部まとめてそれをやったらどうかなと。そのほうが全部の考えが出てくると。今こういうふうなことやっても、自分達が考えていることを発表できないわけです。例えば、私は営林署のOBだからしゃべれないとか、役場のOBだからしゃべれない、農協のOBだからしゃべれない、と遠慮している部分がたくさんあるわけ。その全員にしゃべらせるためには、全部紙に書かせることも方法かなと。そして委員長、副委員長のほうでまとめていただいて協議すればいいと。こういう考え方を私は持っています。以上です。

【三浦委員長】

このワーキンググループを作った最初の意味は、行動しなくちゃいけないと。行動するためには行動する前にこの協議会でディスカッションすると、樫本さんおっしゃるように前に行ったり後ろに行ったり随分錯綜しますんで、それでなるべく前に行かせたいと。皆さんの中でも意見を出す人と出さない人がおられる。ワーキンググループという小さいグループでしかも前進ということ考えたグループにすれば、皆さんのご意見が出るのではないかと、そういう気持ちでワーキンググループに精鋭化、集中させるという、物事にあたって集中させることができるのではないかと、という考え方で3つのワーキンググループを設置したわけです。私自身は、今おっしゃったように例えば文章で予めもらっておいて我々が整理して、それでそれに基づいて例えばこの意見に関してはこうなんですけど、というやり方も私は可能だと思います。できればそういうことを併用するようなかたちが必要だということと、この前話しましたとおり、なかなか皆さんの議論が進んで行かないので、次の回で何をしてほしいとか、或いは何をしますということはこの前の会で話したつもりです。今回はワーキンググループとそれから例えば理念というものを示してほしいということになってますんで、そういう話に統一して来ているので、割合に樫本さんのお考えのとおり前のほうに進もうという気持ちは皆さんもお持ちだし、そういうかたちで前のほうに進みつつあると思っています。このワーキンググループができるともっとさらにいろんな皆さんの意見を、要するに今までは私の意見だけが通っていたように感じるかもしれませんが、そうではなくて皆さんの意見をまとめたかたちでのワーキンググループの運営の仕方というのをやっていただければ、もっと皆さんの意見が反映したかたちで施策を出すことができるんじゃないかと期待しているのです。ですから、こういうふうに分けて失敗するということは、私は皆さんの気持ち考えると無いのかなと思っています。紙で出すということは非常に大変なことかもしれませんが、会を開いて次の会までに時間的に余裕があるという場合であれば、何か意見などありましたら町のほうに出してください、というかたちは両方とれると思いますので、そういった両方がとれるようなかたちをとりたい。そういうことによって議論の集中化を図っていくということが重要だと思います。そういった両方をとることを町長のほうに進言したいと思いません。他にございますか。

【澤口博二委員】

今委員長がおっしゃったように、このワーキンググループをただ作っただけでは特に意味が無いし、行動しなければならぬわけですね。それがどの程度徹底できるかですね。かたちとすれば悪くはないんですけども、そのへんでちょっと不安視というか、どうなのかと思いつつ今日来てたんですけども。

【三浦委員長】

私自身思っているのは、百点満点の行動はできないと思っています。自分だけでもできることから始めて、それでそれをだんだん向上させていけばいいのではないかと、と思っています。最初から例えばここに書いてあるようにですね、「原状回復対策が早急・適正に行われているかの調査・監視を行う」

と、例えばこう書いてあったとしますと、これは大変な文章になっています。私が例えばこのグループ委員になってた時に、毎日大変だよなど考える面もありますし、この文章一つ見てもこれで百点満点は何処にあるんだという、その方法は何なのかということは私は町の人達の一つ一つの行動で構わないと思ってまして、そこを百点満点というところを目指すのは私は難しいのではないかと思います。例えば適切かどうかというのも専門的な知識がないと難しい面もあります。適切かどうかということ、例えば私のほうにメールか何かで聞いていただければ、その行動が適切かどうかというのは何らかの対応ができると思います。要するにうちの大学の他のメンバーに聞けばいいこと。そういうものですから何らかの対応ができると思うのですけども、これを1回ごとに大学に聞いてどうだこうだということだけでは話にならないわけで、何らかの行動、アクションを起こすということが私は重要だと思っています。はい、どうぞ。

【伊藤公委員】

グループという名前は今初めて出たわけですけども、その考え方はこの前の会議の時に宇藤安貴子さんのほうから提案があって、この次の機会にやりましょうということで了解を得てたんですから、今更問題にすることじゃないと思いますね。ですから修正するところがあったら意見を出していただければいいんであって、そうでなかったらそのままやってもいいんじゃないかというのが私の考えです。

【澤口博二委員】

ちょっと反論したいと思います。私の言ってること理解してないようですからね。何もそういう話をしているわけじゃないでしょ。どういうふうにとられたんですか。私は申請とか、その中身についてどうなのかということと言ってるだけです。変に誤解してもらいたくないですね。

【伊藤公委員】

あなたの意見に対してしゃべったんじゃないくて、さっき梶本さんのほうからも出たから。必要ないんじゃないかというようにお話が梶本さんのほうから出たから。だからこの前の会議で話し合っ、提案があって、そして、いいじゃないかとみんなで決めたんだから、私は特別今議論することではないんじゃないかと。そういうことです。

【三浦委員長】

同じ方向の話です。要するに伊藤さんも同じ方向の話なんですけども、澤口さんはどちらかというともう少し話の中身のことで、一つ一つの行動のほうに、グループの行動みたいなことに関して危惧する点、その点をお話しして下さっただけの話で、前向きな話ですので問題ないと思います。

他にございますか。それでは今後のことなのですが、今後のことに関して案件2になっていますので、この資料1, 2, 3に関しましてはワーキンググループを設置するというもので了解を得たということで前に進ませていただきます。ありがとうございます。

【梶本重幸委員】

さっき私のしゃべったのも足して町長にしゃべるとのことだから、そこもひとつよろしくお願いします。このままじゃなく。

【三浦委員長】

分かりました。案件2なのですが、「今後の調査・検討事項などについて」ということで、最初に「本調査協議会委員の平成17年度委嘱について」というところです。これに関しましては、事務局から説明をお願いします。

【中澤民生課長】

(案件2「今後の調査・検討事項などについて」)

(「(1) 本調査協議会委員の平成17年度委嘱について」について説明)

【三浦委員長】

ありがとうございます。この件に関しましては各委員から意思をお伺いするという事なので、審議事項ではないので次に行きます。

(2)の「ワーキンググループの所属グループの希望聴取について」これもまとめてお願いします。

【中澤民生課長】

(「(2) ワーキンググループの所属グループの希望聴取について」について説明)

【三浦委員長】

この場で皆さんの意見をお伺いということもあつたんですが、皆さんから落ち着いて考えていただいたほうが良いだろうということで、このワーキンググループの何処に属したいのか文書でたずねるということですね。

【中澤民生課長】

文書でこちらのほうから、何処に所属されたいですかというものを文書で改めて送付致します。

【山本泰造委員】

改めてということだけでも、再確認しておきたいと思います。私は稲作部会長ということで委員になっているんですが、代理でもいいわけですか。部会長が都合が悪いということで副部会長を出してもいいですか。

【中澤民生課長】

ここは柔軟に考えていただきたいと思います。当初こういうかたちでスタートしました。例えば今の例ですと山本泰造さんをお願いを申し上げております。例えばその部会長が代わった時にどうするかとか、いろいろそういうのがあるわけです。でも例えばそれは引き続き部会のほうで山本さんをお願いするということでしたらそれは山本さんでもいいですし、部会長が代わった時に委員も代わるかどうか、そこはお任せしたいと思います。また、ご質問がありました代理でもいいかという、この点についても、ここも柔軟に対応していただきたいと考えておりますが。

【山本泰造委員】

そうしてもらえるとよい。100パーセント出席ができるとは限りませんので。やはり都合が悪い時は代理でもいいということであれば、わかりました。

【三浦委員長】

他にございますか。この件に関しましてはいろいろと出たということで3番目に入りたいと思います。「現地中間処理施設の検討の必要性について」ということなんですが。最初に、私が皆さんからこの前聞いた、ビジョンを示してくれという、理念というか。参考資料となっておりますけども、後ろの3ページに書いてあるものです。この件に関しましてはこの前1ページ目に書いてあるものとか何かはすでに話してしまいましたので、3ページのところを見ていただきながら説明させていただきたいと思います。

(「(3) 現地中間処理施設の検討の必要性について」について参考資料に基づいて説明)

【島山勉委員】

これについて先生の説明を聞きましたが、感想と言え、我々にとっては難しすぎると。急に今これを読んでみても答えができないと。それが率直な意見です。

それからもう一つは、6ページから書いてあるものは町が検討して今日出したわけですか。原案は誰が出したんですか。

【三浦委員長】

私です。

【島山勉委員】

そうすれば、それを中澤さんと三役と、町長とでこれでいいですよということで了解してるわけですか。町長も確認したわけですね。いつ確認しましたか。

【中澤民生課長】

確認というのはどういう意味ですか。

【島山勉委員】

これを読んで、これでいいですよ。町の考えはこうなんだと。そういうことで町長から承認をもらってここに出したのか。

【中澤民生課長】

はい。これは2月の段階で既に町長に示しております。この協議会の案内の時にも既に同じものを添付しておりますので、今島山さんが言うような急に見て、ということではなく、案内の時に目を通していただきたいということも文書でも伝えておりますけども。町長もきちんと認識をしております。

【島山勉委員】

そうすればですね、私達は1月17日に町長に対して提案してるんですよ。このような難しいものではなく質問を。現地処理にあたっての今までの整理したものの内容について疑問点があるから、こういうことはどうですかと町長に対して質問していると。それに対しては明確な答えをしないで、今日このようなものを出してきたって私は納得しません。

【三浦委員長】

いやいや、あのですね、現地処理するかどうかという話はここでは何も出しておりません。基本理念というのは何なんだというのが、前回の協議会の場での基本理念を提示しろっていうものを前回提案されたわけで、それを協議会として次回は基本理念についてディスカッションしますという、そういう話をしたはずですよ。ですからどういうものを作るとかああいうものを作るとか、そんな話は何もしておりません。ここに書いてあるのは本当に基本的な事項で、これを基本理念とする、しない、それを審議してもらいたい。或いはこういうものが足りないとか、それだけを審議していただきたい。それで具体的な事項に関してはですね、具体的なものに関しては環境再生ワーキンググループとか、調査或いは行動ワーキンググループの中で検討していただきたいと私自身は思っています。この場で例えばやれることという基本理念、あとはグループからそれぞれ湧き上がってくるそういった話に関しての事項に関して、この協議会で検討するという事です。その検討する時の大元の検討するものはこれですよというのが、6ページ以降のものを大元の検討にしたいという、そういう考え方で示したのです。ですから大元の検討ですから、大元の検討がこれはおかしいということがあれば、6、7、8に関しまして何かありましたらお願いしますという、そういうことです。

【澤口博二委員】

この理念ですか、素晴らしい理念が出てきて、さすが先生だなと思って見てたんですけども、これに関してはそんなに異論はないんですけども。6ページ以降について検討して、それから前のほうに戻るということですか。

【三浦委員長】

戻りません。前の部分は、以前はこういうもので出していましたということを話してるだけです。これを全面的に置き換えて、この6ページ以降に修正させていただきます。

【澤口博二委員】

それでは前の部分は不要だというわけですね。

【三浦委員長】

何かの資料にはなるでしょうけど現状としては不要です。

【澤口博二委員】

次第に出てる（３）のところだと思って今聞いてたんですけど。

【三浦委員長】

こちらの不手際でございまして何の関係もありません。この前の協議会のとおり、理念に関しての検討会をするということ（３）で行うということです。ですから何の関係もありません。こちらの不手際です。

【澤口博二委員】

不手際で済む問題じゃないですよこれは。事前にちゃんと説明してもらわなければ。我々は次第に従っておとなしくやっつけようと思ってるところに、不手際で済まされるそんな甘い話じゃないですよ。

【三浦委員長】

この前話したように理念について検討する会を次回に行いますと言いました。ですからそれ以外の項目について検討する気はありません。どうぞ。

【澤口博二委員】

私ばかりじゃなくて他の人の意見も聞いてください。

【畠山勉委員】

議員の方々はどうですか。日沢さん、この理念でいいですか、議会として。議会の代表として日沢さんのほうから、議会としての見解を。

【日沢一雄委員】

私は素晴らしい理念だと思いますし、過去に文書で渡したということですが、今日改めて認識しましたので、是非とも素晴らしいこの理念に基づいた原状回復、中間処理も含めて田子の将来のためになる撤去の方法をしていきたい、このように思います。

【樫本重幸委員】

これ以外のことは聞く気もないしやる気もないということ（３）をさっきしゃべったんだけど、中間処理の話が出てましたが、私は初めから現地処理は反対というほうの者だから。ただ、この会場で町長が何回か前に出てきた時、町長が決断する時期が来たんじゃないかということ（３）を話したことありました。そして次の会合で作りたいたいという文書が出てきたわけです。それから新聞で、作りたいたいと町長が言ってるわけです。町長がせっかく作りたいたいと言ってるものだから。今私らは３月の３１日で任期が無くなるわけ。それなのに中間処理施設の内容が全然分からなくてそのまま終わりたくないという気が私してるわけ。例えば町長が作りたいたいののであれば、中間処理というのはどういうもので、面積がどれくらいでどういうふうにするのか、そういうのが分かった上で検討していけばいいんじゃないかなど。これを分かった上で今日の会合を終わりたいと思いますので。

【三浦委員長】

澤口さんと畠山さんと樫本さんからそういうご要望がありますので、「その他」のところ（３）で今の件について検討させていただきます。今この場では基本理念に関しての審議だけに留めたいと。その他のほうでちゃんと話をさせていただきたいと。

【梶本重幸委員】

そうすると、その他のものが出てこない、この審議だけだと。これについては「その他」のところではしゃべればいいいわけですね。そこのところが混乱してるわけだ。そういうことです。

【畠山勉委員】

いいんじゃないか、理念は認めましょう。次に進めてください。

【三浦委員長】

それじゃ次に行きまして案件3に移ります。(1)で「岩手県の青森・岩手県境不法投棄現場の現状回復対策協議会における住民代表委員の推薦について」をお願いします。

【中澤民生課長】

これは皆様のほうにお任せすることなんですが、これは名称が長いですが、岩手県の協議会のことでございます。現在、岩手県の協議会には当初から町長と町の住民代表ということで中村忠充さんに委員になっていただいております。これは3月31日で任期が切れるそうで、今岩手県から住民代表の方を、町長は当然入りますので、もう一度ご推薦下さいと、そういう依頼が岩手県から来ております。その件につきまして、今、中村忠充さんに委員をしていただいておりますけど、中村さんのご意向を私のほうで事前に伺ってなかったんですが、引き続きお願いをしていいものかどうかということをお客様のほうにお諮りしたいと思います。

ちなみに青森県の住民代表委員は4名程いらっしゃいますが、こちらは7月の末までの任期ということで、今回は岩手県からそういう話が依頼されておりますので、引き続きお願いしていいかどうかということでご意見を賜りたいということでございます。

【三浦委員長】

現状は、3月31日まで中村さんが岩手県のほうの委員となっておられますが、何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

【梶本重幸委員】

意見はありませんが、委員が1人ということの、そのへんの考え方というのはどういうものなのか。

【三浦委員長】

私も青森県が5人で岩手県が1人というのはおかしいんじゃないかなと思ってたんです。同じ意見です。

【中澤民生課長】

ただこれは行政側が決めておりますので、これは岩手県のほうに要望としてお伝えできるかもしれませんが、何人にするとか、この場できめることにはなりませんので。

【中村忠充委員】

只今お聞きのとおり私が岩手県の委員をさせていただいております。できればですね、体調もあるものですからどなたか適当な方を選んでいただければと、そういうふう感じておりました。自分の体調もあるものですから。年齢も70歳になりましたし。そのところも含めて町のほうで適任者を決めていただければと。もし今回、岩手県のほうで百人委員会の代表ということで住民の代表として入っていたわけですが、ここまでみんなが勉強が進んでくれば、百人委員会と限った話でもないでしょうし、なお百人委員会という話であれば、別に推薦を私のほうでさせていただくと、こういうことも併せて意見を申し上げておきたいということです。以上です。

【三浦委員長】

私は今57歳ですけども、これくらいになると何やらいろいろとあるんですけど。その程度でしょ。診断書とか何かを提出されてこれはどうしようもないなというような時には代わらざるを得ないと思

いますが引き続き、皆さんの意向もありますし、お願いします。

【中村忠充委員】

そのへんのこと話し合いをしまして。

【坂下文明委員】

以前の委員委嘱はこの協議会の中で推薦されたんですか。

【中澤民生課長】

いいえ違います。この協議会ができる前から県の協議会ができておまして、その時には何もお知らせしていませんでした。その時点では町のほうとしてはとりあえずは百人委員会の会長さんだった中村忠充さんを町として推薦を致しました。これは誰かに諮ったといいますか、そういう経緯はございません。

【坂下文明委員】

だったら今も諮らなくていいんじゃないですか。

【中澤民生課長】

現在はこういう協議会がございますし、また、この協議会をとおして岩手県、或いは青森県のやってることに対して協議しておりますので、やはりこの委員になっている方々の中からももちろん出ていただきたい、そう考えてここでお諮りをしたものです。

【山本泰造委員】

そうならば、さっき中村さんが話したことにもあったんだけど、百人委員会の代表でなくこの協議会の代表というかたちで中村さんが委員となればいいんじゃないですか。何とか頑張っていたきたい。70歳と言いましたけども私も70を超えています。まだまだやれると思いますのでね、どうかひとつよろしくお願いします。

【椛本重幸委員】

百人委員会の会長の中村忠充さん、ごじゃごじゃ言わないで。70歳になったと言ったけども、今まで一生懸命やってくれてたもんだから。

【三浦委員長】

それでは今のは中村さんに引き続きやっていただくということと、それからなるべくなら人数を増やしてもらえようように町のほうから提案していただくということとでよろしいですね。ありがとうございます。

それではその次ですが、先程の「現地中間処理施設の検討の必要性について」というところを、とは言いながら重い問題なんです、これについて検討させていただきたいと思います。最初に、町のほうの計画とか何とかという話がありましたけども、現状としてはですね、町のほうの計画とか何かに関して町の計画がああだこうだというのではなくて、私共の協議会のほうからこういうふうなものにしていただきたいという、そういう検討結果を町長に出すということのほうは私は筋だと思えます。一応、中間処理施設を作るとすればというかたちで、資料の4ページに中間処理施設を作るとすればこんなものが考えられますよというものをあげています。

(参考資料：「県境不法投棄事案に関する田子町の将来ビジョン(素案)」に基づき説明) 結局、協議会として町のほうに提案する項目を作りたいわけですが、それをなるべく至急には思っているのですが。私としては、環境再生ワーキンググループというところ、そこで審議してもらうのが一番いいのではないかなと思っていたのですが。それともこの場で意見のある方が意見を出さずだけ出してもらって、その後で環境再生ワーキンググループ、いや、ワーキンググループではないところですべきだと。この問題は非常に大きいんでこの協議会本体の中でディスカッションするべきだと。2

つあると思います。ワーキンググループに任せてその後ここでです。それから、ワーキンググループではなくて、この場でみんなの意見を出すべきだ、というやり方。はい、どうぞ。

【樫本重幸委員】

最終的には今委員長が話したとおりでいいとは思いますが、ただ、さっき私がしゃべったように、町長が決断する時期が来たんじゃないかという思いもありましたし、それを町長名で、文書でやりたいと、作りたいというのを、新聞とかテレビあたりでも町長が作りたいというのを言っているわけです。町長がせっかくそういうふうに、トップがそう言っているものを、どういうものを作るか知らないままに賛成も反対もないんじゃないか。私はさっき委員長が説明したものの②のほうは必要ないと思っている。でもそういうことでもないと思う。せっかくトップが言っていることだから、内容くらいは聞いてみたいなど。さっきも話しましたが、この会合で私の委員の任期が切れるということなもので、せめて覚えてから終わりたいなど。分かっている範囲内で話してもらえれば、そのほうがいいなど。

【三浦委員長】

前に提出してもらったものでしたかね、100トン処理すると。これに対しては焼却・溶融という、そういう方法ですという方向だったのですが、これでいいのかということに関しては先程の環境理念のところ、町の環境行動理念と抵触しなければOKとするのかどうかという問題もありますんで、そのへんが引っかかってくると思います。町長はそういう気持ちでおられるんです。ですけどまだ、例えばいろんな疑問点が、或いは危惧する面とかいろいろあって、町のほうからいくら安全だという保障があったとしても心配だって言う方もおられるでしょう。そういった意味では内容に関して、詳細についての検討会でもしないとなかなか納得できないんじゃないかなという気がします。ですから町長が提案されたものが100トンの焼却・溶融施設です。

【樫本重幸委員】

諄くなるようだけでも一つずつ話していくと、何処に作るのか、町でどれだけ関与するのか、炉を作った場合に焼却したものはどうなるのか、そのへんも全然分からないわけです。この中で中間処理施設を作りたいと言われたって納得するわけないんじゃないか。誰が納得しますか、私は全然納得してません。この状態で県の委員だと言って出て行けないわけです。町のほうでは何やってるのかと。これについて堂々巡りでずっとやってるわけです。これでは駄目だということで、この間宇藤さんが話したこと、これはずっと前から言ってきましたが取り上げてもらえなかったわけ。そういうふうなことがあって、一通りこの今日の最後の時に、こういうものを作りたいんだと。中間処理施設を作るとかどうだとか、そういうふうに進んでもらえれば。そして県では中間処理施設を作るなども作れとも言っていないわけです。今日は話に出てこないけども、今まで町のほうには言っていないわけです。こういうふうなわけで作りたいということをはっきりしてもらいたい。町では地域振興のためにどうしても作りたいんだという思いなのか、そういうのが分からないわけです。どうして県が入っているのに今までできないのか。県では作るなども作れとも言っていないわけです。だからあまり拘る必要はないと。県が必要とするなら県が作るだろうと、これは個人的な意見です。そういう感じがして。ただ我々は、どういうものを作って何処に建てるのか、その説明をしないままに建てるのかというのは、かなり信用できない問題なわけ。県では平成24年度までには何とかしますよと、これを信用するしかないわけ。今まで2,300人もの署名を集めて県に送りました。それで一生懸命やってきました。県ではできないかもしれないけどもやりますと言う。私は今しゃべりながらも県を信用しているわけ。これが信用できないようであれば町がやることも信用できないということになるわけ。ということで、分かる範囲内で町長に説明をしてくださいと言ってるわけ、分かる範囲内で。それでこの会合を終わって私は最後にしたいと思ってます。以上です。

【三浦委員長】

私の知ってる範囲内の説明では、まず財政的には町の負担にならない、負債にならないということが大前提です。負担になるようだったら、とにかくその事業は即刻中止ということになると思います。それから環境保全の問題は先程言いました理念、あの理念以下でなくてはいかんと。環境保全という

か大気汚染物質に関して、自動車で出し入れする時に排出する煤塵とか、何かそういう大気汚染物質の量以下でなくてはいかんと。これは先程、理念を皆さんに示したとおり、そういうことになります。

それからもう一つはですね、自然再生という観点から、地域振興もさることながら自然再生のために役に立つのかどうかという、そういう検討もする必要があります。自然再生の役に立たない中間処理施設では皆さんおそらく納得しないと思いますので、この3つを前提のもとにもう一度、再度町のほうでもここで検討してほしいと思います。ですから具体的に焼却・溶融という、その程度の話しかしなかったんですけども、焼却・溶融かもしれないし、もしかしたら例えばする時にVOCという有機溶剤の炭化水素、ああいうような揮発性のものだけを除去して扱う、とするのか。それだったら土は再生できるとか。そっちのほうだけにしろとか。どっちがいいのかというのはその基本的な3つのものに対していろんなケースを考えたケーススタディを出す必要があると思っています。、具体的に一番多いのは町の財政負担にならないという、そのために何ができるのかということを検討していく必要があると思っています。それがクリアされた時に、ではこんなやり方があるということもあるかもしれません。ですけど町の財政が一番大きいと思ってまして、町の財政でマイナスのものを作ったら、自分の子供達、孫達に負担を与えるということになります。それだけは避けたいというのが大前提だと思います。ですから具体的にああだこうだということに関してはもう少し検討会を重ねたほうがいいと思っています。これだというものが町のほうから我々が協議する前に出てきたりしたら、それはそれについて検討すればいいだけの話で、今のところは例えば中間処理に関して一応町の負担を考える、それから大気汚染物質について考える、それから自然再生に役に立つようなそういった面からの検討を考えることで、何らかの外枠みたいなものができたとして、では中身は具体的に何なのかということは今後この協議会で検討していく必要があるんじゃないかと。そのためには私はワーキンググループのほうにその仕事をお願いしたいなと思っています。

【榎本重幸委員】

委員長のしゃべることは理解できます。私の聞きたいことが出てこないもんだから。委員長がしゃべることが町長のしゃべりたいことなのかどうか分からないし。まず何処に建てるのか、どれだけのものを建てるのか、巷では様々なことが話に出ていて、それを聞いているわけ。それも分からないままに中間処理施設を作ることに賛成しますという話は無いわけ。だから説明不十分だと私はいつもしゃべってるわけ。ということで次の機会に、ワーキンググループができてからでいいですよ。いいんですが、分からないままこの会合を私は終わりたいと。分かった上で次のことに進んでいきたいと考えてるわけ。町会議員の方々からもそのへんを話してもらえれば。はっきり話してもらいたい。それによって判断すると。そういうところが無いから信用ができなくなってしまう。

【三浦委員長】

分かりました。榎本さんのご要望に今回の会合では対応できませんので次の回、その次の回かもしれませんけど、それまでに正して詰めていただきたいと思います。

【榎本重幸委員】

分かりました。

【澤口博二委員】

環境再生ワーキンググループの中で検討してもらおうということだったんですけども、後で言おうかと思ってワーキンググループのところでは言わなかったんですけども、私は反対ですね。ワーキンググループの中にこれを含めるということ自体には。やっぱり委員長自身もおっしゃってるようにね、やっぱりこれは本当に町の命運がどうなるかという大問題ですからね。個々の小さいグループで論じるような問題ではないですから私は反対です。協議会もそれに相応しいのかどうなのか、これも疑問なんですけどね。以上です。

【三浦委員長】

私の思いはですね、この案件に関しては非常に問題が重いと。ですから、それこそ詳しい資料をもとに検討してもらおうワーキンググループがないと前に進まないという考え方です。

【澤口博二委員】

前に進むってというのは。

【三浦委員長】

ですから前に進むというのは、中間処理考えないほうがいいのか、それとも中間処理やったほうがいいのかを考えるのか、そのへんについてこのワーキンググループで検討してもらいたいという、そういうことです。

【澤口博二委員】

それは協議会の場でもできるわけですし。このワーキンググループ自体はいいなと思うんですよ。やっぱり行動しなければならぬし、それなりの責任があるしね。ですからそういう意味でさっきは良いと言ったんだけど。だからこの場で論じればいいだけの話だと思って。

【三浦委員長】

ちょっと待ってください。ワーキンググループで検討することが難しいからこの協議会でやったほうが良いという意見ですか。

【澤口博二委員】

難しいというわけじゃなくて、小さいグループで変な結論出してもらいたくないなと思うんですよ。もめたらもめたでいいんじゃないかと思うんですよ私は。

【三浦委員長】

だから私は、ワーキンググループの中で結論を出してくれなどとは言ってません。揉んでくれ、揉んでくれてそれで結論出さないで、意見に関しては並列してほしいと。その並列した意見をこの協議会の場でも出してほしい。その中でどういうディスカッションがあったのかということが、協議会の参考資料になります、そういうふうに思っていますということです。これなら如何ですか。

【澤口博二委員】

非常に言葉巧んでいつも流されてしまうんですけども。だから何で施設なのか、そこへ行ってしまうのかね。先生のこの理念は大変素晴らしいし、でもこれは施設の処理に関していえば諸刃の剣なわけですよ。綱渡りするようなもんなんですよね。ですからこの理念は、理念としてもう尊前と輝いているピカピカしたんですけども、では具体的にこの施設がどれだけのものなのか。梶本さんもさっきから言っているように、その内容というのがさっぱり、まあ今までの資料の中ではそれなりに我々も勉強はしてきましたけども、三浦先生個人がもう少し突っ込んで具体的なもの考えてるとか、町はどういうふうに考えてるのか、そういう説明をもっと細かくしてもらわないと議論にも何にもならないと思いますね。

【三浦委員長】

さっきの観点が最初で、3つ言った観点が最初で、中間処理がこの3つの前提に対して障害になるようだったらやっぱり中間処理は駄目だって私は思っています。ですから3つの前提が覆されても作るということは、そういうことは町長だってできないし、おそらく誰もできないと思います。ですから3つの前提というのをクリアするようかたちは何なんだということは、検討しなくてはいけないと私は思っています。はい、どうぞ。

【日沢一雄委員】

さっき梶本さんからお話しありましたけども、具体的な何処に作るんだ、どんなものを作るんだと様々なことをおっしゃいますけども、全くそれは決まっていますし、私共でも白紙の状態、ただまあ中間処理なりの検討を進めようというところで、どういう方法があるのかを一応、企業からの提案をいただきました。そこから今、委員長、副委員長さんのご検討によって4社がいいんじゃないか

という話ありましたけども、これですぐに行こうという話でもございませんし。3月定例会中に時間をいただきましてこの件の協議を致しました。そのことを今申し上げております。中間処理について様々な検討を進めようと、町の活性化のためになるんだという方向で議会は進んでおりますが、一部現地処理に関しては反対ということもありまして、それらも何とかクリアしながら十分にお話し合いをしながら、この小さな町でお互いに対立構図を作らない、撤去された後に本当に平和な町を作りたいという、こういう思いの中で、あまり踏み込まないでもうちょっと皆さんと十分な協議した上で、ではどういふ現地処理の方法がいいのか、どういふかたちがいいのか、というようなことを話していきたいということで、今まで足踏み状態で私共来ました。梶本さんが何回も言われているように具体的に青写真ができてどこかの密室で様々なことが進んでいるんじゃないかと思われがちですが、私共議会としては全くまだそんなことはございませんし、十分に皆さんの声を聞きながら、本当に溶融施設がいいのか、溶融施設はいろいろ全国各地で様々なトラブルを起こしているという不安材料がありながら、百人委員会の皆さんがこれまで一生懸命勉強して来られましたそのへんの情報も得ながら、お互いにとって最もいい現地処理の方法は何なのか十分に議論していきたい、そういう思いでいます。その上にとって、やっぱりこのままじゃ駄目だと、もうちょっと具体的に、例えばどういふかたちにするのか、そして平成24年度以降どうするのか、そのような詳細にわたった部分でもご議論しながら、皆さんにお示しをしながら、そしてご理解をいただいて進めていったらどうかと。こういう面でもいろいろな項目にわたって事務局のほうから資料を出してもらって議会で揉んでいきたいと、こう思っていました。そしてこの協議会でも私共が協議したことをお示ししていきたいとこう思っています。以上でございます。

【山本わか委員】

行政のトップである町長さんの思うようにいくのが、私たち支持する者の努めだと思います。施設が建つにあたって、その場所の地目変更とかはどういふふうになっていくか、その手続きとかプロセスは私達にも教えてほしいと思います。建物建てるんだったら宅地とか、今の地目は原野だったと思いますけども、建物建てる上での地目変更とかの手続き、プロセスを公開してほしいと思います。そして建物を経営するにあたっては町が関与しないほうが、財政困難なので。今までは住民と行政との信頼関係はちょっとずれたままで来ましたけども、私は行政の説明責任には不満がありました。今の説明ですべてにわたっては賛同はしないまでも少し理解ができたような気がするので、これからは情報公開とかをよろしくお願いします。私達もこのいろいろなことに住民の監視の眼を鍛えていきたいと思えます。以上です。

【三浦委員長】

他にご意見などありましたら。はい、どうぞ。

【畠山勉委員】

委員長にお伺いしますが、私達はこういう施設を設置するにあたっての疑問点とか、まあいろいろ不安に思っていることを質問しました。それは委員長は見てましたか。

【三浦委員長】

見えます。

【畠山勉委員】

あまり難しいことは分からないから、まずは作るにあたって一般町民にもこういうことは知らせてほしいということを私達は質問しました。それに対しては町長からは具体的なことは何も出ていないということが私は非常に不満です。そしてそれ以外のものには、聞かないことに対しては事務局からどんどん資料を挙げてくる。これは納得いきませんよ。委員として、町民として聞きたいことに対しては具体的なことは言わない。議員も議会で質問しました。それに対しても何も答えていない。中間処理施設を作りたい作りたい、子どもが駄々を捏ねるようなものだと、そう私は理解しております。まずは一つ町長としての考えを示すべきだと。今は入院中ですからこれを急いでやる必要もないと、町長の復帰を待つて慎重にこれから進むべきだし、何も急ぐべきではないと思えます。みんなで協議

を、町長の公務復帰を待ってそれから臨むべきだと思います。

それからもう一つは、これは3月11日の新聞ですが、県境産廃ということで出ています。これは天童光弘特別対策局長が期限内撤去は可能ということで、この具体的な例を示しております。助役さんが質問に対する町長の答弁を読んでおりましたが、その中で町長の答弁は施設については未だかつて明らかにされていないようなことをテレビで見ました。いつでしたか、10日でしたか。これを発表する前に町長が書いたかどうか分からないけど。

【築田助役】

一般質問は7日でした。

【島山勉委員】

7日ですか。その後県ではこういうふうなものをちゃんと示しております。撤去先のことについて。これもやっぱり私達町民をはじめ、みんなで理解しなければならないと思います。県でも裏でははっきり言えない部分もあるかと思います。この間議会に対しても詳しいところまで説明をしたと私は聞いております。町長は具体的な説明をしない。何となくずれているような感じがしますので、いつも言っているように県と町は一心同体となってお互い協力できるところは協力してやっていかないと、この県境の不法投棄は解決できないと思いますので、できる限り県に協力してやっていくべきだと私は思います。これだけはやりたい、後のことは県が全部やってくれと、それではちょっとおかしいんじゃないですか。終わります。

【三浦委員長】

今のを要約しますと、要約して私なりにコメントしますと、この協議会は町長に提案する意見を具申する協議会でございます、町長がああだこうだといえるのも、参考資料として我々の協議会というのが存在すると思っております。ですから我々の協議会というのは非常に重いと思っております。それから施設の計画というのは、自然再生計画の下にあるものでありまして、自然再生計画の3つの大前提を皆さんで承認していただいたと理解しております。施設の計画に関しては白紙で、大前提を3つクリアするなかたちということで検討し直すという、そういうことになるかと私自身は理解しております。そのためにこの協議会、或いはワーキンググループというものが存在するんだと思っております。ですから同じことをしゃべっておられると思うんですけど、同じ方向だと思っておりますので何ら問題ないと思います。

【澤口博二委員】

今のは委員長の理解で、委員長の立場としてそれでいいと思います。でも我々はまだ異論はありますし、これから委員長をはじめ町のほうがどういうものを出してくるか、それによってまた動くということですね。それだけです。

【三浦委員長】

私が出すだけじゃなくて皆さんも出して構わないので、一向に差し支えありませんのでいくらでも出していただきたいと思っております。

先程梶本さんの方から、自分の意見を文書で出し、なるべく委員長、副委員長がそれを整理したかたちでそれを協議会の場で出すという、そういうことなんで、皆さんのご意見を協議会に出る前に出していただくのが一番協議会の審議が前進するのではないかと思っております。

【上平喜四郎委員】

意見を出せない人もあったり、或いは都合が悪いということもあって、梶本さんは気を遣って文書なりで出したらいんじゃないかということなんですけど、会議というものは顔を見ながら意見を出すから会議だと思います。文書で出すということがいいのかもしれないけども、例えば代筆でどなたかが書いたものを出すとか、これも分からないわけじゃないですか。ですからやはりこれはあまり良くないなと思います。やっぱりこういう場面で顔を見ながら、そして会議をするのが、意見を交わす場としては一番いいかたちだと思いますので、そっちの方向でお願いしたいなとこう思います。

【三浦委員長】

梶本さんがおっしゃったのは要するに、そういうふうなやつも取り入れてほしいということで、この場で皆さんがお話しすることを否定しているわけではなくて、両方の意見を出し合ったり、たたき台にしたようなかたちでやりましょうという、そういうご意見なんです。ですから別にそこで出したものがたたき台以上になるものでもないし、この場での協議会で討論したものがまず一番の意見集約になっていくのではないかということは、梶本さんも一緒だと思います。よろしいですね。

【上平喜四郎委員】

まあそういう意味でもあると思うんですが、やはりこれからワーキンググループが活動するようになるわけですから、そういう場合においても当然文書的なものは出して、広く意見を拝聴するにはいいことですが、むしろそれよりは本当の生の声で行ったほうが本当のワーキンググループとしての活動といえると思うし。それをやるとなれば当然出したものは委員長のほうからまとめられて出されたとなれば、見えない部分の意見というか、確かに意思は伝わるのかもしれないが、あまりそういうことはしたくないなど。やっぱり生の現場で話をしたほうが公開となるわけですから、何も隠すことはないわけですから、そういう会議の方法でしていただきたいというのが私の意見です。

【三浦委員長】

わかりました。9割以上に関しては、9割9分ここでのディスカッションというのが主体的になると思います。ただ気がつかない意見とか、非常に貴重な意見だなというものとか、話さなくても皆さんの雰囲気から私はやっぱりこう思ってるよと、町の人たちもこう思ってるよという、そういう意見とかがありますと、私としては、そういったことが参考になると思っていますので、9割9分このディスカッションというのが主体だと思っています。

【山本泰造委員】

今のことについて、私もできる限り会議に出て話をしたいと思っていますし、今までもできる限りは発言してきたつもりです。ただ、強制じゃないからあれだけでも、梶本さんがおっしゃるように文書となれば、会議に出るだけでも時間の関係で、皆さんもそうだと思うんだけども様々な役員やっていると、毎度毎度の会議に出ていると文書書いてる暇なんてないわけです。ただ会議に来る時間さえももったいない。しかもこういうふうなかたちになればふざけた話はできないわけですよ。こちらに計画がありますように、ワーキンググループとか少人数、3分の1くらいになっての話し合いとなれば、簡単に何でも出ると思います。そうなれば良いも悪いも率直に話ができるし。30人もいると何となくいい言葉を使って発言しなくてはならないような気がして、何となく暗くなって言いたいことも言えない。ただ、ワーキンググループとなって人数が少なくなって、膝を交えて話ができるようになれば、忌憚のない話が軽くなるのではないかなと。だから私はあまり厳しくやるところまでは、私の意見としてはどうかなと思います。

【梶本重幸委員】

誤解されてる面があるようだけでも、文書となればこれは大変な話です。私の言っているのはメモ書きなんです。この会合で話ができれば一番いいんですけども、今日も見るとおり、しゃべる人はしゃべる、しゃべらない人はしゃべらない。私はしゃべりすぎたと思うけども、そういうふうなことで、炬燵で話しているようなこととこの会合で話するようなこととは別なわけ。あえて営林署のOBだ、農協のOBだ、役場のOBだと私しゃべってるわけ。しゃべれない部分がいっぱいあると思うので、文書じゃなくてメモ書きなんです。そこのところを誤解しないでください。時間をかけて文書書くというのは大変な作業ですから。

【山本わか委員】

今のいろいろな意見に対して一つの案として、会議の最中にコマースタイムというか息抜きの時間を5分ないし10分程度取って、今おっしゃいましたようにメモ書き程度でも小さい付箋に書いて、会議の時間内にすぐ集めて、その場でこのような意見が出たとか、このようなことをこれからの

会議からいろいろとやってみればいいと思います。

【三浦委員長】

おそらく今後のことはいろんなものが出てくると思いますので、そういったいろんな手法を取らざるを得ないような場面もあると思います。そういったことは会議の手法として検討させていただきたいと思います。

【坂下文明委員】

今、椛本さんが言いましたが、しゃべる人だけしゃべってしゃべらない人は全くしゃべらないと言いますが、同じ意見だったら言う必要ないですよ。事務局と委員長さんの説明することに賛成だったらそれに越したことはないでしょう。反対だからこそああだこうだと言う話であって、その意見に対してね。その意見は正当だなと思ったら何もしゃべらなくていいですよ。そこを誤解しないでください。しゃべりたくないとかそういう意味じゃないです。

【三浦委員長】

今後のことなんですけども、次期の会合の内容を示したいということと、それから先程ありましたメモ書きみたいなものがあればいつ何時でも構いませんので出していただきたいということです。それから今後の会合の内容なんですけども、まずグループ分けをします。グループ分けしていただいた中で集まっていたりなんかして、互選によってグループリーダーを決めていただくという作業がありまして、要するにワーキンググループの組織化という、それを具体的に行っていただく。そしてそれを示していただきたい。それからある程度具体的に行動してもらおう。その行動の結果で、何でもいいので、皆さんお忙しい中でそれでお仕事も持たれたりしてますんで非常に難しいと思いますんで、一例でも構いませんのでそれを示していただいて、その行動の時の問題点、或いはこういう援助してほしいとか、そういったものを提案していただきたいという、そういうことをこの次の会合で行いたいと思うのですが如何でしょうか。

【山本泰造委員】

これからの会議のことについてですけども、時期を考えて開催時間を設定していただきたい。農繁期になればなかなかこのような時間を取るのは大変だと思います。皆さんはどうか分かりませんが、私としては時期的に、にんにくの収穫の時とか、田植えとか、そういうふうな時期にこういう肝心な時間を取られると大変なわけですよ。部会の部会長として参加していますが、副部会長が出席してもそれは同じことだろうし。できるだけこれらの点については考慮していただきたいというふうにお願ひします。

【中澤民生課長】

今のお話しなまのですが、「その他」でちょっとお伺いしたかったのですが、時期的なものとか会議の時間的なもの。夜やっていたらいいという方もいれば、昼間のほうがいいという方もいていろいろあるのです。どちらが良いかというのは第1回のワーキングをやってから、その後でその中で決めていただければいいかなと思います。今の予定ですと4月の半ばなりそういう時期に次回の開催をしたいと考えておりましたけども、時間的にはいかがなものでしょうか。

【三浦委員長】

それはワーキンググループの調査の時に一緒に併せて決めたらいいんじゃないですか。

【中澤民生課長】

それはまた次回の時に。だいたい次の会合をいつ頃、何時頃から何処でというのを決めながらやっていきたいと思います。次のワーキンググループをやる時にそれを伺いますので。

【三浦委員長】

その他に何か言い残したりしたことはありますか。

【久慈正良委員】

今日の議題に関しましてですね、そろそろ水処理施設が本格稼働すると思うんですが、その職員というか採用といいたいでしょうか、地元の人から就職口を作ってもらえるようお願いをしたいという声があるんですけども、役場のほうで何か働きかけはしていますか。

【中澤民生課長】

これについては一度県のほうに要望といいますか、そういうことはできないのかという問いかけは県にはしております。具体的な回答は来ておりません。水処理施設についてはおそらく、豊島の例を見れば、今年の5月の末に完成した後で、おそらく施工したクボタ自身はその水処理の処理と維持管理をしていくことになるかと思えます。ですからそういう会社の社員にどうやってなるかと、そのへんは一つはあるのかなと思えますけども。

【久慈正良委員】

それはですね、黙ってたって動かないでしょ。私はやっぱり行政のほうからお願いでもいいし、1人でも2人でもいいと思うんですよ。作業員でもいいと思うんですよ。やっぱり若い人達をその中に将来技師とかになれるような人を入れてもらえたら田子のためになるのかなと思えますから、そうじゃないですかじゃなくて、もっと積極的に県のほうに声かけをしていただきたいと。そういうことです。

【三浦委員長】

県もそうですけど、クボタさんの水処理施設のほうに、工事現場に来てる人達に、クボタの社長宛に町長名で何かそういう申入書を提出していただきたいというご意見だと思いますが。

【築田助役】

只今の地元雇用の関係のご質問でございますが、町長名でもいろんな分野、周辺地域の建設工事が始まるということになれば、地元の業者をなんとか加えていただきたいというような話もしております。運送につきましても、16年度は県と運送業者との契約でしたが、17年度からは処理施設の業者と運送する業者が一体となつての共同企業体を組織して県と契約するという17年度の方向性が示されております。そういう中でもなんとか田子の運送業者をその共同体へ参画できないのかと、できればお願いをしたいという要請の文書をですね、八戸セメントさんへ前回提出しております。さらにはこの間にも、いろんな場面場面で、県の対策室との協議の場では要請をしておりますし、県サイドとしても十分地元の要望として理解をしております。そういうことでございますので今久慈委員がおっしゃいましたように、だんだん施設が完成をしますと、地元雇用について再度要望していかなければならない。さらには田子産の物産も活用させてほしいということも要望しております。そうなれば県のほうでも運送に関わる、最盛期には45台×2の90台が走る。そうなればまた地元で需要をするような方向性も県は検討するように要請をする予定です。そういうこともありますので、随時機会を捉えて要望はして行きます。以上です。

【三浦委員長】

次の協議会の場でどういう行動をしてどういう結果になったのかというのを話してもらいながら聞きますか。なるべくそのへんのところの情報を公開していただくというかたちでお願いできますか。それでは、はいどうぞ。

【中村忠充委員】

全体の今日の感想を手短にお話しします。6ページからの基本理念、これだけ提案してもらえれば良かったんですけども、その前段、田子町の行動理念ということで変な色を付けたと。だから混乱したという感想。ですからそうじゃなくて、個々具体的に、そういうものであれば良かったんですけども、委員長さんが自信を持ってこれを提示したものですから、かなり抵抗を感じると。言葉にわけを付けるわけではありませんけども、ある意味では現地処理施設を作ればすべて充実されるというよう

に見えるという、こういう感じがするわけですよ。ですから、これは一つの検討項目であって、これだけ見ると施設の部分、欠点の部分が何処も出ていないわけですよ。だからそうではなくて施設というものを、もしこの施設を作るとすればこういう環境に対する負荷がありますよ。これはある意味では理念の立場から行くと、新しい環境の巨編を作るようなものだというふうに考える人もいますよ。新しい施設を作るということは。じゃ、ないほうがいいんだと、そうなのであれば、絶対作らなければならないその要件は何か、どうしても作らなければならないものだとすれば、それは採算がとれて、将来にプラスになるものだとすれば、それは住民の理解が得られて、それなら第3セクターでもいいと思うんですよ、ちゃんとした町民全体の合意が得られれば。だから町でお金を出す出さないという話ではなく、基本理念を回答として町の行動理念というものがちゃんと説明しなければならない。疑問、質問に対して全部補完するというそういう姿勢が今まで欠けていたわけですよ。現地処理施設というものが全面に出過ぎたわけですよ。ですから梶本さんが言うように、場所なんていうことが一人歩きしてきたと。そうするとその周辺の人達ははっきり、これだけの見えるところに煙突が建ってこれだけの煙が出るというものであれば絶対に賛同できないという、そういうかたちのことが出てくると、こういうことなわけですよ。それは何故かという、一例を言いますけども、上郷中学校の田んぼに建てて、向こうの家屋から上に施設ができるそうだという話がある、そうするとその向かいにある「やずや」のにんにくの加工場というものと相対したかたちの中で、問題の派生はしないのかという、そういう心配をする。そういうことを心配して、本当にあそこに作るんですかという照会も来る。だからこういうふうに事態が動いて行くわけですよ。そうではなくてやっぱり必要性というものを、それしか方法がない、それは絶対で良いよ、後は結果をゼロにするような説明なり、そういうものが提示されていけばいいものの、それがまず全然なかったと。だからこういうかたちになってきているというふうに私達は感じた。ですから6ページ以下のものだけで提案してくればすごく良かったなど、そういうふうに今考えたので。そういう意味でした。以上です。

【三浦委員長】

はい。案件はそれではこれで終わります。町のほうから最後をお願いします。

(事務連絡は省略)